

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

平成 28 年 3 月 31 日

直方市長 壬 生 隆 明

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	1,940	土木一般世話役	2,040
普通作業員	1,730	高級船員	2,550
軽作業員	1,210	普通船員	1,940
造園工	1,650	潜水士	3,310
法面工	2,090	潜水連絡員	2,100
とび工	2,020	潜水送気員	2,110
石工	2,170	軌道工	2,520
ブロック工	2,090	型わく工	1,950
電工	1,770	大工	2,060
鉄筋工	1,950	左官	1,970
鉄骨工	1,760	配管工	1,660
塗装工	2,020	はつり工	1,780
溶接工	2,110	防水工	1,940
特殊運転手	1,880	板金工	1,850
一般運転手	1,620	タイル工	2,230
潜かん工	2,870	サッシ工	2,190
潜かん世話役	3,400	内装工	1,960
さく岩工	2,600	ガラス工	1,960
トンネル特殊工	2,640	建具工	1,470
トンネル作業員	2,130	ダクト工	1,510
トンネル世話役	2,890	保温工	1,840
橋りょう特殊工	2,340	設備機械工	1,860
橋りょう塗装工	2,550	交通誘導警備員 A	1,100
橋りょう世話役	2,870	交通誘導警備員 B	970

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 80%

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	852
---------	-----